

# 青森県報

第四千三十六号

平成二十七年  
八月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による施術者の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定施術者の廃止の届出	同	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出	同	一
保安林の指定施業要件の変更予定	林政課	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	水産振興課	二
建設業者の許可の取消し	東青地民局	三
右 同	同上北地民局	三
右 同	同上	三
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	中南地民局	三

## 告 示

青森県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
成田 圭吾	ひろさき鍼灸整骨院	弘前市北横町一〇の一	平成二七・六一

青森県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
越後谷 友美	つがる市木造館岡上稲元六〇	平成二七・七七

青森県告示第六百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

越後谷 友美	つがる市木造館岡上稲元六〇	平成二七・セ三
氏 名	住 所	廃止年月日

青森県告示第六百八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一一六の一、一一六の八から一一六の〇まで
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻屋字村中四一 住吉 與悦	尻屋区域 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業及 びさけ・ます定 置漁業と小型定 置漁業を併せ営 む漁業
下北郡東通村大字尻屋字往來一二五 相馬 善意	岩屋区域 組合の地区	小型定置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往來一四六の一 相馬 藤次郎	石持区域 組合の地区	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業に あつて、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎二 齋藤 栄蔵	石持区域 組合の地区	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業に あつて、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字浜の平一八 杉本 順	石持区域 組合の地区	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業に あつて、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道三五の七 弓 勝男	石持区域 組合の地区	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業に あつて、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字石持六 杉本 勝廣	石持区域 組合の地区	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業に あつて、主とし ていかつり漁業

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東和電材株式会社

二 代表者の氏名 榊 美樹

三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田七二の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一三四四二号

五 取消年月日 平成二十七年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 十文字板金工業

二 氏名 十文字 一彦

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字三保野一四二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第五〇〇三七四号

五 取消年月日 平成二十七年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社川先土木

二 代表者の氏名 川原 満雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字太田川原五八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第五〇九六号

五 取消年月日 平成二十七年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月三十日前記建設業者が合併または破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前北部土地改良区の定款の変更を平成二十七年八月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月十九日

中南地域県民局長  
藤 岡 正 昭

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭